



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)
号外 第 57 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

公企規程

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	1
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1

島根県公営企業管理規程

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 5 号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（以下「職員」という。）」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加え、同条第2項中「前項の職員」を「企業局職員」に改める。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 6 号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条」の次に「 - 第 6 条の 3 」を、「第26条」の次に「 - 第26条の 2 」を加える。

第 2 章第 3 節中第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（管理者が定める育児短時間勤務の形態）

第 6 条の 2 育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）に係る地方公営企業法第39条第 3 項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第 1 項に規定する管理者が定める勤務の形態は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）第10条第 1 号に規定する勤務の形態とする。

（育児短時間勤務職員に係る勤務時間の取扱い）

第 6 条の 3 この章に定めるもののほか、育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）に係る勤務時間の取扱いについては、知事部局の職員で育児短時間勤務をしているもの（以下「知事部局の育児短時間勤務職員」という。）の例による。

第25条を次のように改める。

(育児短時間勤務職員に係る休暇の取扱い)

第25条 この章に定めるもののほか、育児短時間勤務職員に係る休暇の取扱いについては、知事部局の育児短時間勤務職員の例による。

第26条第2項中「(平成4年島根県条例第9号)」を削り、第3章第3節中同条の次に次の1条を加える。

(修学部分休業)

第26条の2 管理者は職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部(20時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないこと(以下この条において「修学部分休業」という。)を承認することができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の修学部分休業については、職員の修学部分休業に関する条例(平成20年島根県条例第9号)の規定の例による。

第33条の表中

第14条の2第3項	人事課	総務課	を
第14条の3第3項	人事課長	総務課長	
第16条第1項	人事課	総務課	

に改める。

第14条の2第3項	人事課	総務課
第14条の2第4項	人事課	総務課
第14条の3第3項	人事課長	総務課長
第14条の4第1項	人事課	総務課
第14条の4第2項	人事課	総務課
第14条の4第3項	人事課	総務課
第14条の4第4項	人事課	総務課
第14条の5第1項	人事課	総務課
第14条の5第2項	人事課	総務課
第14条の5第3項	人事課	総務課
第14条の6第1項	人事課	総務課
第14条の6第2項	人事課	総務課
第16条第1項	人事課	総務課

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。